

募集に関する質問

<電気調達について>

- ① 「電気調達は、県で電気業者を選定し、電気業者と県が契約を締結する」ものと記載されており、前回の質問において「個別具体的な経費の内訳、委託料積算にあたっての個別の情報についてはお示しできません」との回答をいただきました。また県 HP において、県が契約する電気調達の契約に関して、参考となる現在の契約及び過去の電気使用量が公開されていますが、昨今の情勢から、今後電気料の高騰が予想されるなかで、電気料の増減は収支に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

施設使用料収入の算出にあたり、利用料金が定められているように、電気料金も算出の基礎となる（契約電力、基本料金、電力量単価）が分からなければ算出は困難と思われる。参考として HP に掲載されている「現在の契約及び過去の電気使用量」は、現指定管理者が独自契約した金額であり、現状に比して安価なものであると思われ、使用量もコロナの影響（休館、利用減）により利用量が減少している実績と思われる。

このような現状の中で使用量が平時と同等程度にもかかわらず電気料が増加した場合には、不可抗力による補填に対する回答と同様に、協議のうえ、判定や費用負担等を決定すると考えてよろしいでしょうか。

- ② 募集要項において「県で契約を締結しない場合には指定管理開始日の初日から概ね 50 日前までに通知するので指定管理者が電気事業者を選定し、契約を締結すること」と記載されています。県で契約を締結しない場合の大きな理由としては、電気事業者から提示される電気料見積金額が想定を上回る事が予想されます。そのような状況において、昨今の電気料高騰や事業者数の減少状況から本協会が短期間（最短 50 日）で選定・契約する場合の契約金額は高額になることが予想されますが、この場合、補填などの処置はあるのでしょうか。

回答

- ① 電気料が大幅に増加した場合は、募集要項第 3 の 6（4）②に基づき、県と協議することも可能です。
- ② 指定管理者の電気調達の契約が、物価変動等に伴い大幅な費用の増加のおそれがあると認められた場合も、協議することが可能です。